

デジタル変革で

もっと幸せな暮らしに



「介護保険料・後期高齢者医療保険料・住宅使用料」も コンビニ・スマホでお支払い!

現在吉野町では、全国の主なコンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリで「税・保険料等の納付」を取り扱っていますが、4月から新たに「介護保険料・後期高齢者医療保険料・住宅使用料の納付」も利用できるようになりました。コンビニ納付は、休日や夜間を問わず、全国の対象店舗で、いつでもお支払いできます。

また、スマートフォン決済アプリを利用することで、現金を使用しない、キャッシュレスで納付することができます。時間や場所を気にせず、「いつでも、どこでも、簡単に」お支払いができますので是非ご利用ください。

従来どおり、金融機関での窓口納付や口座振替でも納めることができますので、ご都合の良い納付方法をお選びください。

01 コンビニで納付

納付できる税目・料金

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、住宅使用料

納付できる コンビニエンスストア

MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

コンビニで取り扱い できない納付書

バーコードのないもの、バーコードが読み取れないもの、納期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、1枚の納付書の納付額が30万円を超えるものは取り扱いできません。



コンビニ 納付の注意点

コンビニでは、現金のみ納付できます。クレジットカード払いや電子マネー納付はできません。コンビニで発行されるレシートは、正しい手続きが行われたことの証明になりますので、必ず領収書と一緒に保管してください。



02

スマートフォン決済アプリで納付

利用できる決済アプリ

PayPay 請求書払い、LINE Pay 請求書支払い、PayB、J-Coin 請求書払い、d払い 請求書払い、au PAY(請求書支払い)

納付の流れ

- ①利用するアプリをダウンロードし、利用登録する。
- ②電子マネーのチャージまたは利用口座を登録する。
- ③納付書のバーコードを読み取る。(下記の納付書見本を参照)
- ④支払内容や金額を確認し、支払う。

※利用方法やチャージ、ポイント付与の有無は、アプリごとに異なりますので、ご利用するアプリ会社のホームページ等でご確認ください。

決済アプリで取り扱いできない納付書

バーコードのないもの、バーコードが読み取れないもの、納期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、1枚の納付書の納付額が30万円を超えるものは取り扱いできません。



決済アプリの
注意点

領収書は発行いたしませんので、アプリ内の「支払履歴」からご確認ください。

スマートフォン決済アプリで納付した場合、証明書を発行できるようになるまで時間がかかります。証明書が必要な場合は、役場各担当課の窓口へお越しください。アプリ内の「支払履歴」を確認後に証明書を発行します。

読み取り用バーコード

03

口座振替で納付

取扱金融機関

南都銀行、りそな銀行、奈良県農業協同組合、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局

04

窓口で納付

納付場所

吉野町役場(各担当課の窓口)
南都銀行、奈良県農業協同組合、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局
【ご注意】令和5年4月1日以降、りそな銀行での窓口納付は利用できなくなりました。

「地方税統一二次元コード」を利用した納付方法が導入されます

令和5年度から、町税の納付書の表面に「二次元コード」の印字がある場合は、地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」を利用して、スマホ決済アプリでの納付やクレジットカード納付ができるようになります。また、現金で納付する場合は、全国の地方税統一二次元コード対応の金融機関で納付が可能となります。

納付できる対象税目
(当初発行の納付書のみ)

固定資産税、軽自動車税(種別割)

納付方法
1

地方税お支払サイト

地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」にアクセス後、納付書の表面に記載された二次元コードを読み取って納付してください。

- ▶クレジットカード払いが可能です。
- ▶24時間、365日利用できます。



◀地方税お支払サイト

納付方法
2

スマホ決済アプリ

アプリを起動し、納付書の表面に記載された二次元コードを読み取って納付してください。

- ※利用可能なアプリは、「地方税お支払サイト」内をご覧ください。
- ※アプリの使用方法等は各アプリのホームページ等でご確認ください。

下記納付書見本を参照

納付方法
3

金融機関窓口

町指定金融機関以外の「地方税統一二次元コード対応金融機関」でも納付することができます。

- ※地方税統一二次元コード対応金融機関は、地方税共同機構のホームページでご確認ください。



◀地方税共同機構のホームページ



留意事項

- ▶納付期限が過ぎた納付書は二次元コードによる納付ができません。
- ▶破損・汚損などで二次元コードが読み取れない場合、利用できません。
- ▶二次元コードで納付した場合、領収証は発行されません。
- ▶納付後、町が納付を確認できるまでに一定期間を要します。すぐに納税証明書が必要な方は、アプリ内の「支払履歴」、金融機関やコンビニエンスストアで納付した「領収証」を町民税務課へご提示ください。

読み取り用二次元コード

お問い合わせ 総務課(会計担当) TEL(32)3081

吉野町のデジタル変革

デジタル変革に関する 政策アドバイザー就任式

4月4日、吉野さくら学園において、令和4年度に就任した陳内裕樹氏（組織体制や総合分野を担当）に加え、新たに、教育分野に深い知見をお持ちの小出泰久氏の就任式を行いました。お二人は、全国数多くの自治体で、デジタル変革に関するアドバイザーとして活躍しています。

小出泰久氏

・東北大学大学院情報科学研究科 特任教授（客員）
・大阪教育大学 教授（客員）

陳内裕樹氏

・内閣府クールジャパン地域プロデューサー
・東北芸術工科大学 教授（客員）



左から小出氏、中井町長、土居教育長、陳内氏

当日は、木のまち吉野らしい木製の委嘱状を授与し、町長、教育長、学校関係者との意見交換を行いました。町長からは、「デジタル変革とは、単にデジタル技術を導入することではない。サービスのあり方を変革するための手段として、デジタル技術を活用することが重要であり、お二人には外部の目からそのサポートをして頂きたい」との挨拶がありました。

町が認定

「スマホDX支援講師」が 誕生しました

3月22日、「スマートフォン講師育成講座修了式」を行いました。（今回の講座は、奈良県スマホ講習業務等委託事業で開催。）町内在住の6名が受講し、専門の講師からスマホの基本操作と教え方などを学び、実際の教室を想定してお互いが講師役・受講生役となり教え方を演習しました。所定のプログラムを修了したことを受けて、町独自の「スマホDX支援講師」に認定されました。認定者の一人は、「お互い学び合いながら、スマホ活用の高齢者が増えるようお手伝いしたい」と感想を語っていました。認定者は、今後町が主催するスマホ教室等で講師やサポートの役目を担っていただく予定です。スマホ利活用方法について、高齢者等の学びの場が更に充実することが期待されます。



▶▶今回認定されたスマホDX支援講師と関係者の皆さん



「スマホDX支援講師」

荒禎 一行(佐々羅)	小野 正太(上市)
林 秀子(吉野山)	松谷 真輔(立野)
宮川 雄二郎(飯貝)	山本 隆敏(喜佐谷)

以上6名（順不同・敬称略）